

## 2

## 様々な子育て支援制度

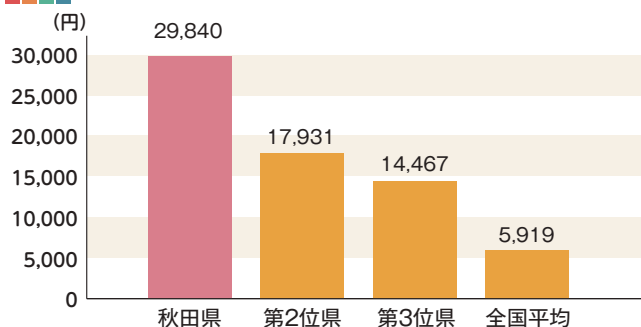
### ■経済的な支援

#### 秋田の医療費助成と保育料助成は全国トップクラス！

秋田県では、子育て家庭への経済的支援として、県と市町村の協力により、病気やけがをした子どもへの医療費助成と、幼稚園や保育所等に通う子どもへの保育料助成が行われています。子ども1人当たりの保育料助成額が日本一である(3)ほか、医療費助成は通院費も含めて中学生までを対象とするなど、助成水準は全国トップクラスとなっています。



3 子ども1人当たりの保育料助成額



資料：秋田県次世代・女性活躍支援課調べ（平成29年度当初予算比較）

#### 〈福祉医療費助成制度〉

中学生までの子どもにかかる医療費を助成しています。

##### 【助成内容】

対象年齢：0歳から中学生まで

対象要件：父または母の所得が一定の基準以下であること

助成率：0歳児および住民税所得割非課税世帯の児童は全額助成  
1歳以上は1/2助成（ただし、自己負担額は1医療機関1か月当たり1,000円が上限となります。）

市町村によっては、独自に対象年齢を高校生まで拡大したり、所得制限を設けていないケースなどもあります。

#### 〈すこやか子育て支援事業〉（保育料助成）

秋田県では、出生順位や年齢、利用する施設を問わないなど、他の都道府県と比べて幅広く保育料助成をおこなっています。

##### 【助成内容】

対象年齢：0歳から就学前まで

出生順位：第1子から

対象施設：幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等

対象要件：幼稚園 世帯年収約680万円まで

保育所 世帯年収約640万円まで

助成率：保育料の1/2または1/4（所得区分による）

平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料を全額助成

平成30年4月2日以降に生まれた第2子の保育料を全額助成

平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料を半額助成（世帯年収約640万円から930万円まで）

#### 〈子育てファミリー支援事業〉

平成30年4月2日以降に第3子が生まれた世帯（施設利用者及び在宅育児者）に対し、未就学期間に一時預かり等の利用料を助成します。（所得制限なし）

##### 【助成内容】

1世帯あたり15,000円（年上限額）

##### 【対象サービス】

お住まいの市町村で実施している一時預かり、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターなど

### ■地域での子育てサポート

核家族が多くなり、また、共働きが増えた現在では、地域全体で子育て家庭を支えていく必要があります。

#### 【地域子育て支援センター】

身近な場所に親子で集まって相談や交流ができるように地域に整備されています。



#### 【ファミリー・サポート・センター】

子育ての援助を受けたい人と援助できる人が会員となり、相互の援助活動によって、地域で子育てを支え合う仕組みです。

子どもの一時的な預かりや、保育所等への送迎などの援助を受けることができます。秋田市、大館市など10市にあります。

#### 【子育て世代包括支援センター】

保健師や助産師などの専門職員が、医療や教育などの様々な機関と連携して、子育て家庭を継続的に支えていく取り組みです。

妊娠から子育て期までを切れ目なく支援できるのが特徴であり、現在、秋田市、大館市、男鹿市がこのセンターを開設しており、平成30年度からは新たに能代市、湯沢市、仙北市、井川町が開設を予定しています。



保健師などの専門職員が相談に応じる「おがっこネウボラ」（男鹿市）

CHECK!

#### ◎子育て関連団体を知るには？

ほかにも民間の子育て支援団体、子育てサークル等、地域で活動している団体はたくさんあります。ウェブサイト「ベビーウェーブ・アクション」（P9）や「いっしょにねっと。」（P19）ではいろいろな活動事例の紹介をしています。